

令和2年7月8日
原子力安全対策課
(02-05)
<16時30分資料配付>

**美浜発電所の原子炉設置変更許可について
(美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設等の設置)**

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

関西電力株式会社は、平成25年7月8日に施行された原子炉等規制法に基づく新規制基準に対応するため、平成30年4月20日、原子力規制委員会に対し、美浜発電所3号機の特定重大事故等対処施設および常設直流電源設備[※]の設置に係る原子炉設置変更許可申請を行った。

この申請に対し、本日、原子力規制委員会から原子炉設置変更の許可を受けた。

※ 特定重大事故等対処施設および常設直流電源設備

特定重大事故等対処施設

原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズム等により、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、格納容器の破損を防止するための機能を有する施設である。

常設直流電源設備

新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、これまでに既設の蓄電池（1系統目）容量の増強や可搬式の直流電源設備（2系統目）の配備が行われている。

これらに加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）の設置が求められている。

これらについては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成28年1月12日改正）に基づき、本体施設の工事計画認可（美浜発電所3号機：平成28年10月26日）から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）内に設置することが求められている。

問い合わせ先（担当：有房）
内線 2352・直通 0776(20)0314

(参考)

原子炉設置変更許可申請等に係る経緯

○ 3号機の特定重大事故等対処施設等の設置

平成 30 年 4 月 20 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出
令和 2 年 4 月 1 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（1回目）
令和 2 年 5 月 22 日	関西電力は、原子炉設置変更許可申請書の補正書を原子力規制委員会に提出（2回目）
令和 2 年 6 月 3 日	原子力規制委員会は、当該設置変更許可申請に対する審査の結果を審査書(案)として取りまとめ、原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取の実施を決定
令和 2 年 7 月 8 日	原子力規制委員会は、原子力委員会および経済産業大臣への意見聴取の結果を踏まえ、関西電力に対し、原子炉設置変更を許可

美浜発電所の原子炉設置変更許可申請について（概要）

1. 美浜3号機の特定重大事故等対処施設の設置

新規制基準において、以下の特定重大事故等対処施設を設置することが要求されている。

- 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの。
- 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するもの。

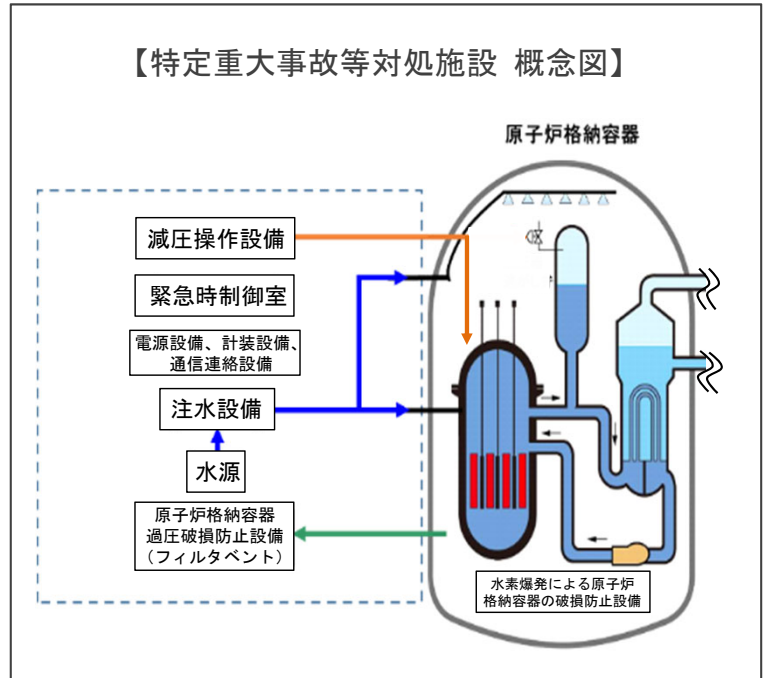
＜申請書の記載事項＞

【設備】

- 減圧操作設備
 - ・原子炉の減圧を操作する設備。
- 注水設備（ポンプ、水源）
 - ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。
- 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント）
 - ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。
- 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備
- 電源設備、計装設備、通信連絡設備
- 緊急時制御室

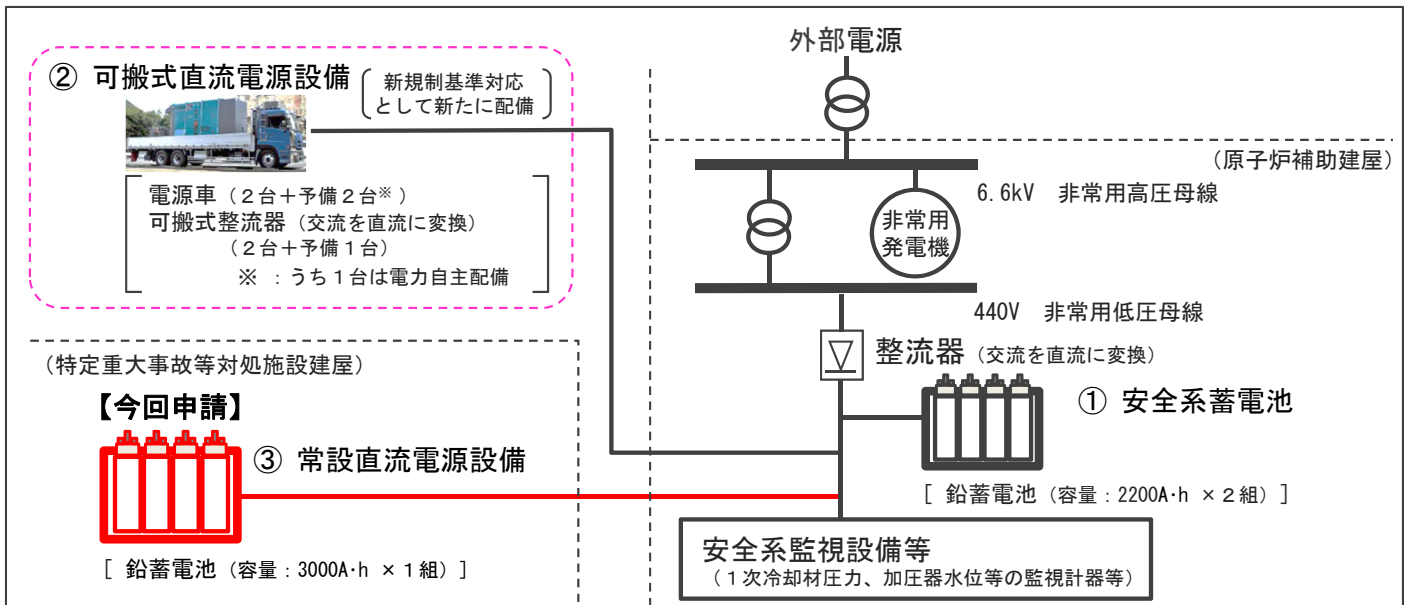
【体制】

- 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備



2. 美浜3号機の常設直流電源設備の設置

新規制基準において、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、既設の蓄電池（1系統目）や可搬式の直流電源設備（2系統目）に加え、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）の設置が要求されている。



3. 設置期限※ 令和3年10月25日

※本体施設の工事計画認可(平成28年10月26日) から5年間の経過措置期間（法定猶予期間）までに設置することが要求されている。